

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）

## 専 決 処 分 書

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

### 平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）

平成25年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ446,923,491千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金		325,009	350,000	675,009
	1 繰越金	325,009	350,000	675,009
歳入合計		446,573,491	350,000	446,923,491

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		43,314,373	350,000	43,664,373
	3 徴税費	4,093,942	350,000	4,443,942
歳出合計		446,573,491	350,000	446,923,491